

申告書の提出は 3 月 17 日までです

市民税・県民税の申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

- ◎市民税・県民税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。
◎申告書を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
《本人確認を行うときに使用する書類の例》
① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
② 通知カードなど【番号確認書類】＋ 運転免許証など【身元確認書類】
※郵送にて申告書を提出する場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください。
（①の写しを添付される際は、表面及び裏面の写しが必要です。）

令和 7 年度市民税・県民税の申告書を提出していただく時期になりました。次の事項をお読みになって、申告期限までに必ず提出してください。

1 申告をしなければならない人

- (1) 令和 7 年 1 月 1 日現在八街市に住所があり、前年中（令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで）に次のような所得があった人
- ① 商業・工業・農業などの事業を営んだり、地代や家賃、配当、原稿料、講演料などの所得があった人（内職・アルバイトのみの人でも所得があれば申告してください。）
 - ② 給与所得者で次のいずれかに該当する人
 - ・給与所得以外の所得があったり、2 か所以上から給与を受けている人
 - ・勤務先から本市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がなかった人
 - ・令和 6 年中に退職した人（確定申告をすることにより、所得税の還付を受けられる場合があります。）
- (2) 市内に住所を有しないが、市内に事務所・事業所または家屋敷を有する人

2 申告しなくてもよい人

- (1) 給与所得者で、勤務先から本市へ給与支払報告書の提出があった人
ただし、医療費控除等の適用を受ける場合は、申告が必要になります。
- (2) 公的年金等以外の所得がなかった人
ただし、市・県民税が課税の方は、生命保険料控除や医療費控除等の適用を受けることで、減額になる場合があります。
- (3) 令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人

3 前年中に所得がなかった人

前年中に所得がなかった人は、申告書裏面の「7 所得のなかった人の記入欄」の該当箇所に記入し、申告してください。提出いただいた申告書は、国民健康保険税の算定資料となるほか、年金受給の審査や健康保険などの被扶養者の認定の際に必要な証明等の基礎資料となります。

申告書の提出がない場合は、課税（非課税）証明書や所得証明書の発行ができない場合がありますので、御注意ください。

市民税・県民税の税額計算

市民税・県民税の税額は、次のように計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{◎所得割額計算方法} \\ \hline \end{array} \quad \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{前年中の} \\ \text{所得合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{控除} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税} \\ \text{率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税} \\ \text{額} \\ \text{控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{割額} \\ \hline \end{array}$$

課税所得金額（課税標準）

◎税 率

市民税（市民税額 = (a) × (b)）

課 税 所 得 金 額(a)	税 率(b)
一 律	6 %

県民税（県民税額 = (a) × (b)）

課 税 所 得 金 額(a)	税 率(b)
一 律	4 %

◎税額控除

- ①調整控除
- ②住宅借入金等特別控除などがあります。
詳しくは課税課へお問い合わせください。

均等割

◎均等割額	市 民 税	3,000円
	県 民 税	1,000円
○森林環境税（国税）		1,000円

※森林環境税は、令和 6 年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、市民税・県民税と併せて年額 1,000 円が課税されます。

申告受付日程など

◎日 程

受 付 日	時 間	会 場
2 月 17 日(月) ～ 3 月 17 日(月)	午前 9 : 00 ～ 12 : 00 午後 1 : 00 ～ 3 : 00	市 役 所 第 4 庁 舎

※土曜日、日曜日及び祝日は受け付けを行いませんので、ご注意ください。

※3 月 9 日(日)は、受け付けします。

※混雑回避のため、提出だけの方につきましては、なるべく郵送での提出をお願いします。

なお、控えが必要な場合には返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。
※毎年会場が大変混み合うことから受け付けの制限を実施する場合があります。混雑状況によっては後日来場をしていただく場合がありますので、ご了承ください。

※確定申告相談の受け付けは、当日会場で配布される番号札をお取りいただくか、LINEでの事前予約ができます。
（1 月 27 日 LINE 予約開始。八街市公式 LINE を友達に追加後メインメニューの予約を選択してください。）

◎申告に必要なもの

- (1) 令和 6 年中の所得のわかるもの
- ・給与所得者は、給与所得の源泉徴収票など
 - ・公的年金等を受給している人は、公的年金等の源泉徴収票
 - ・農業所得・事業所得・不動産所得などのある人は、収入と経費のわかる書類（前年の申告書および収支内訳書などを、申告当日必ずお持ちください。）
- (2) 控除を受けるのに必要な書類（令和 6 年中の支払及び受取金額のわかるもの）
- ・国民健康保険、国民年金などの領収書や証明書等
 - ・生命保険、地震保険等の控除証明書
 - ・医療費控除の明細書（医療費控除を受けるには明細書の作成が必要です。領収書のみでの申請はできません。）
 - ・その他控除に必要な書類（障害者手帳の写しや寄附金の受領明細書など）

提出先・問い合わせ先 **八街市課税課市民税係**
〒289-1192 八街市八街ほ35-29 TEL 043(443)1116（課税課直通）

この手引きは、地方税法等の改正により、内容が変更になる場合があります。



八街市公式LINE

申告書の書きかた

表

八街市長宛
年 月 日 提出

受
付
印

提出用

令和7年度 市民税・県民税申告書

1月1日現在の住所	八街市	(職業)
現住所 (上記と異なる場合)		(電話)
フリガナ		
氏 名		
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
個人番号		

下記の欄には記入しないでください

住民コード									
翌年度申告書送付	要 ・ 不要								
指定番号	宛名番号		電算入力日						
			／						

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険の種類	支払った保険料	円
社会保険料控除			
	合 計		
15	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
生命保険料控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計		円
16	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
地震保険料控除			
17～19	17 ☐ 寡婦控除 (☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚)	18 ☐ ひとり親控除	19 ☐ 勤労学生控除 (学校名)
20	氏名	障害の程度	身精 級度
障害者控除	個人番号		
	氏名	障害の程度	身精 級度
	個人番号		
21～22	配偶者の氏名	生年月日	明・大・昭・平
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の合計所得金額		円
	個人番号		☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)
23	氏 名	生 年 月 日	明・大・昭・平
扶養控除	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
16 (控除対象外) 扶養親族	平・令		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「14」にも氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

26	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
		円	円
27	医療費	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
医療費控除		円	円

(備考)

1	事業	営業等	ア	
収入金額等	1	農業	イ	
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		
所得金額	雑	公的年金等	キ	
	雑	業務	ク	
	雑	その他	ケ	
	雑	短期	コ	
	雑	長期	サ	
雑	一時	シ		
2	事業	営業等	①	
所得金額	1	農業	②	
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
所得金額	雑	公的年金等	⑦	
	雑	業務	⑧	
	雑	その他	⑨	
	雑	合計	⑩	
	雑	(⑦+⑧+⑨)	⑪	
雑	総合譲渡・一時	⑫		
4	社会保険料控除	⑬		
所得から差し引かれる金額	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	基礎控除	㉔		
	13から㉔までの計	㉕		
	雑損控除	㉖		
	医療費控除	㉗		
	合 計	㉘		
	(㉕+㉖+㉗)			

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

- ・分離課税の所得等のある方は、課税課までお問い合わせください。
- ・地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
- ・「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

■マイナンバー(個人番号)

市民税・県民税の申告書には

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

13 社会保険料控除…あなたや、あなたと生計をともにする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った健康保険料、年金保険料などがある場合、記入してください。(年金控除証明書等添付)

15 生命保険料控除…あなたが、あなたやあなたと生計をともにする配偶者・その他の親族を受取人とする生命保険契約や生命共済契約・個人年金保険契約等に基づいて前年中にあなたが支払った保険料がある場合、記入してください。(証明書添付)
*前年中に支払った保険料の種別・契約締結の年月日によって控除額の計算方法が異なります。詳しくは課税課へお問い合わせください。(控除額を計算して記入する必要はありません)

16 地震保険料控除…あなたが、あなたやあなたと生計をともにする配偶者・その他の親族の居住する家屋や家財などを対象とした地震等損害保険契約等に基づいて前年中に支払った保険料がある場合は、記入してください。また、平成18年末までに締結した旧長期損害保険料がある場合も併せて記入してください。(証明書添付)
*前年中に支払った保険料の種別・契約締結の年月日によって控除額の計算方法が異なります。詳しくは課税課へお問い合わせください。(控除額を計算して記入する必要はありません)

■本人該当

17～20 あなた自身が、障害者や寡婦(ひとり親)などに該当する場合、障害の程度や控除欄の□に✓してください。

■配偶者・扶養者

21 配偶者控除…あなたと生計をともにする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合、氏名・生年月日を記入してください。
22 配偶者特別控除…あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合で生計をともにする配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合、配偶者の合計所得金額を記入してください。所得金額は「収入」から「必要経費」を差し引いた金額(源泉徴収票の給与所得控除後の金額)です。
*あなたの合計所得金額が1,000万円超であり、あなたと生計をともにする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、同一生計配偶者欄の□に✓を記入してください。

20・23 障害者控除・扶養控除…あなたと生計をともにする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の16歳以上の扶養親族の場合、氏名・続柄・生年月日等を記入してください。また、扶養親族(15歳以下も含む)が障害者の場合障害者控除が受けられます。老人扶養(S30.1.1以前に生まれた人) 特定扶養(H14.1.2からH18.1.1までの間に生まれた人)
なお、16歳未満の扶養親族の部分も市県民税の均等割・所得割の非課税限度額の算定の際に必要になりますので、該当者がいる場合は必ず記入してください。

26 雑損控除…あなたや、あなたと生計をともにする配偶者、その他の親族(前年中の総所得金額等の合計金額が48万円以下のもの)が、災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合、記入してください。(証明書添付)

27 医療費控除…あなたや、あなたと生計をともにする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費や治療に必要な医薬品の購入費用などがある場合、記入してください。(医療費控除の明細書の添付)
支払った医療費ー補填金額等ー (10万円と所得金額の5%と)のいずれか少ない方の金額

また、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っており、あなたや、あなたと生計をともにする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品の購入費用がある場合、記入してください。
(取組内容の証明書類、セルフメディケーション税制の明細書の添付)
支払った特定一般用医薬品の金額ー1万2千円ー補填金額等

ア～シ…収入金額などを記入してください。

① 営業等…販売業、製造業、飲食業、金融業、修理業、各種の外交員、サービス業などから生ずる所得

② 農 業…農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得

③ 不動産…地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金、船舶などの貸付から生ずる所得

④ 利 子…公社債及び預貯金などの利子の所得
*所得税において、源泉分離選択課税を受けた預貯金または普通預金は該当しません。

⑤ 配 当…株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などの配当の所得について申告してください。

⑥ 給 与…俸給、給与、賃金、賞与などの所得(源泉徴収票添付)
*源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「給与所得の内訳」の欄に記入してください。(給与所得速算表参照)

⑦ 雑 …公的年金等(国民年金・厚生年金・恩給など。源泉徴収票添付)、業務(副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの)、その他(著述家以外の人の受けた原稿料や印税、講演料、生命保険契約に基づく年金など)の所得
*公的年金等の算出は、公的年金等速算表を参照ください。
*遺族年金等・障害者年金等を受給されている人は、申告書裏面の「所得がなかった人」へ記入してください。これらは、非課税所得になります。

※裏面に記載
◎事業専従者…専従者とは、あなたと生計をともにしている配偶者や15歳以上の親族の中で前年中にあなたの事業に6ヶ月以上の期間従事した人をいいます。青色事業専従者はその労務の対価相当額、白色事業専従者は下記の①と②のいずれか少ない金額になります。
配偶者である事業専従者……86万円 ①
その他の事業専従者………50万円 ②
事業所得+不動産所得+山林所得
事業専従者数+1
*事業専従者とした場合は、配偶者・扶養控除を受けられません。

※裏面に記載
◎寄附金に関する事項…「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体への寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

前年中、収入のなかった人は、裏面の該当欄に記入してください。